

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成29年 月 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

クロルプロファム（IPC）、ジクロルプロップトリエタノールアミン塩、スルホキサフロル、ピレトリン、リニュロン及びDBEDC

(2) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(3) 意見募集期間

平成29年6月19日（月）～平成29年7月18日（火）

(4) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出者数（（ ）内は意見ののべ総数）

- ・封書によるもの 0通
- ・ファクシミリによるもの 0通
- ・電子メールによるもの 3通（6件）

なお、提出された3通中1通は本基準値（案）に関係のない御意見のため、意見ののべ総数には含めていません。

(2) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

なお、本基準値（案）と関係のない御意見については、意見の掲載と回答を差し控えさせていただきます。

(別紙)

提出された御意見と御意見に対する考え方（案）

スルホキサフロルの基準値（案）に関する御意見

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>ユスリカデータが提出され、スルホキサフロルの登録保留基準が強化されたが、コガタシマトビケラについてのデータも期限を決めて、提出させるべきである。</p>	<p>コガタシマトビケラについては、農薬取締法テストガイドラインの試験生物種や国際的に合意されたテストガイドラインの対象種になっていないことから、このような種に対する試験結果の提出を求めることは適切ではないと考えます。</p>
2	<p>ネオニコチノイド系農薬の水産動植物への影響は、登録試験に必要なオオミジンコでは、日本の水環境状況に適合しないことは、以前から指摘されていたのに、今回のスルホキサフロルの基準強化は、遅すぎる。</p> <p>他のネオニコチノイド系農薬、アセタミプリド、イミダクロプリド、ジノテフラン、チアクロプリド、ニテンピラムについても、ユスリカのデータを提出させ、基準を再検討すべきである。</p>	<p>オオミジンコは農薬取締法テストガイドラインにおいて、甲殻類を代表する必須生物種として、その試験成績の提出を求めているところですが、スルホキサフロルについては、オオミジンコでは感受性が低いものの昆虫類のユスリカ幼虫では高い感受性を示す可能性があることから、平成28年3月3日の中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、新たに、ユスリカ幼虫を用いた試験成績を求めることとなり、基準値の再評価を行ってきたところです。</p> <p>また、アセタミプリド、イミダクロプリド、ジノテフラン、チアクロプリド、ニテンピラムについてもユスリカ幼虫の試験成績を要求し、基準値の再評価を進めているところです。</p>
3	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に際して、トンボ、かえる、水鳥などへの影響も評価すべきである。</p> <p>また、現行評価では、急性毒性のみで実施されている。環境中での水産動植物の繁殖や個体数の増減への影響も評価すべきであり、個々の種だけでなく生態系全体への影響も明らかにする必要がある。</p> <p>これらが、評価できるまで、新たな農薬としてスルホキサフロルの登録はやめるべきである。</p>	<p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（以下、「水産基準」という。）の設定に当たっては、水産動植物の被害防止の観点から、農薬取締法テストガイドラインが定めている種に対する試験結果に基づき、評価を実施しています。</p> <p>また、環境省では、農薬の長期的な影響を考慮したリスク評価が行えるよう、オオミジンコの繁殖試験やユスリカ幼虫の底質毒性試験等の結果も踏まえて水産基準を設定する手法の検討を進めているところです。</p> <p>なお、農薬の登録は農林水産省において実施していますので、いただいた御意見は農林水産省に伝えます。</p>

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
4	<p>昔は、ブルーベリーの開花時期には、物凄い数のミツバチが飛んできていましたが、今は本当に少なく、数匹レベルです。ネオニコチノイド系農薬の影響が大きいと、アメリカでも制限の動きがあるのに、新たに増やすなんて論外です。</p> <p>農薬評価書でも、ラットで異常が認められているのに、許可出来ないでしょう。</p>	<p>環境省では、ネオニコチノイド系農薬等が環境中で野生ハチに与える影響についての調査を今年度から実施しており、その結果、深刻な影響を及ぼしていると認められる場合には農林水産省と対応を検討することとしています。</p> <p>なお、農薬の登録は農林水産省において実施していますので、いただいた御意見は農林水産省に伝えます。</p>

その他水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準に関する御意見

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
5	<p>ユスリカやトビケラ試験は、国際的な試験方法として採用させ、日本に登録申請する場合は、これらの毒性試験成績の提出を義務付けるべきである。</p>	<p>ユスリカについては、国際的な試験方法として OECD のテストガイドラインにも採用されています。日本においては、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会の水産基準値設定に係る審議において、農薬の作用機構等から判断してユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験が必要とされた場合に、試験成績の提出を求めるとしていますが、平成 29 年 3 月 31 日に農薬取締法テストガイドラインが改正され、平成 30 年 4 月 1 日からは、殺虫作用のある農薬の登録申請を新規に行う際には、全ての剤についてユスリカ幼虫試験成績の提出が必須となります。</p> <p>トビケラについては、今般ユスリカ幼虫による試験方法の拡大を図ったところであり、トビケラをさらに追加することは今のところ考えていません。</p>
6	<p>P E C による予測濃度だけでなく、当該農薬使用地域での水系環境調査を実施し、実測濃度測定を行うとともに、その数値を毎年公表すべきである。また、汚染度の高い地域では、水産動植物の分布状況を調査すべきである。</p>	<p>環境省では、P E C と水産基準値が近接しているものについては、水質モニタリング調査の実施を検討することとしています。また、モニタリング調査の結果は、環境省の H P に公表し、基準値の超過が見られた場合には、環境省において、農林水産省に知らせるとともに、当該都道府県に対して超過した要因の解析及び対策の実施を求めています。</p>

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する 意見募集の実施結果について（案）

平成29年 月 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の概要

(2) 意見募集の対象農薬

ホルペット、イミダクロプリド、ジノテフラン、チアクロプリド、ニテンピラム及び
フィプロニル

(2) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(3) 意見募集期間

平成29年7月31日（月）～平成29年8月29日（火）

(4) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出者数（（ ）内は意見ののべ総数）

- ・封書によるもの 0通
- ・ファクシミリによるもの 0通
- ・電子メールによるもの 2通（5件）

なお、提出された2通中1通は本基準値（案）に関係のない御意見のため、意見ののべ総数には含めていません。

(2) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

なお、本基準値（案）と関係のない御意見については、意見の掲載と回答を差し控えさせていただきます。

（別紙）

提出された御意見と御意見に対する考え方（案）

イミダクロプリド、ジノテフラン、チアクロプリド、ニテンピラム及びフィプロニルの基準値（案）に関する御意見

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>本年7月に実施されたネオニコチノイド系のスルホキサフロルの保留基準案のパブコメ意見募集では、他のネオニコチノイドについてもユスリカのデータ提出を求めたが、これが実現したことは、良しとするものの、先の意見については、まだ、回答が示されていない。今回と共通した以下の個所を再掲しておくので、回答されたい。</p> <p>(1-1) コガタシマトビケラについてのデータも期限を決めて、提出させるべきである。</p> <p>(1-2) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に際して、トンボ、カエル、水鳥などへの影響も評価すべきである。 また、現行評価では、急性毒性のみで実施されている。環境中での水産動植物の繁殖や個体数の増減への影響も評価すべきであり、個々の種だけでなく生態系全体への影響も明らかにする必要がある。</p>	<p>(1-1) コガタシマトビケラについては、農薬取締法テストガイドラインの試験生物種や国際的に合意されたテストガイドラインの対象種になっていないことから、このような種に対する試験結果の提出を求めることは適切ではないと考えます。</p> <p>(1-2) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（以下、「水産基準」という。）の設定に当たっては、水産動植物の被害防止の観点から、農薬取締法テストガイドラインが定めている種に対する試験結果に基づき、評価を実施しています。 また、環境省では、農薬の長期的な影響を考慮したリスク評価が行えるよう、オオミジンコの繁殖試験やユスリカ幼虫の底質毒性試験等の結果も踏まえて水産基準を設定する手法の検討を進めているところです。</p>

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
	<p>(1-3)</p> <p>ユスリカやトビケラ試験は、国際的な試験方法として採用させ、日本に登録申請する場合は、これらの毒性試験成績の提出を義務付けるべきである。</p> <p>(1-4)</p> <p>PECによる予測濃度だけでなく、当該農薬使用地域での水系環境調査を実施し、実測濃度測定を行うとともに、その数値を毎年公表すべきである。また、汚染度の高い地域では、水産動植物の分布状況を調査すべきである。</p>	<p>(1-3)</p> <p>ユスリカについては、国際的な試験方法としてOECDのテストガイドラインにも採用されています。日本においては、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会の水産基準値設定に係る審議において、農薬の作用機構等から判断してユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験が必要とされた場合に、試験成績の提出を求めることとしていますが、平成29年3月31日に農薬取締法テストガイドラインが改正され、平成30年4月1日からは、殺虫作用のある農薬の登録申請を新規に行う際には、全ての剤についてユスリカ幼虫試験成績の提出が必須となります。</p> <p>トビケラについては、今般ユスリカ幼虫による試験方法の拡大を図ったところであり、トビケラをさらに追加することは今のところ考えていません。</p> <p>(1-4)</p> <p>環境省では、PECと水産基準値が近接しているものについては、水質モニタリング調査の実施を検討することとしています。また、モニタリング調査の結果は、環境省のHPに公表し、基準値の超過が見られた場合には、環境省において、農林水産省に知らせるとともに、当該都道府県に対して超過した要因の解析及び対策の実施を求めています。</p>

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
2	<p>いままでの基準を決めた試験と、提案資料にあるユスリカ試験結果をふまえた新基準案の比較を表1に示した。オオミジンコなどの毒性試験を元にした基準より、ユスリカの毒性試験評価による方が、230～4500倍厳しくなっている。このような指摘は、すでに、農業環境技術研究所のトビケラ試験で明らかにされており、同研は、2007年に「コガタシマトビケラ1齢幼虫を用いた農薬の急性毒性試験法マニュアル」を出している。保留基準の見直しをもっと早く行うべきであった。</p>	<p>第46回中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（平成27年7月）の水産基準値設定に係る審議において、農薬の系統ごとに特定の種への高い感受性が懸念される場合、追加試験を義務づけるなどの対応が取れないのかとの意見があったことから、科学的知見の整理を行い、第50回中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（平成28年3月3日）において、新たにユスリカ幼虫を用いた試験を求めることとし、追加試験を求める農薬の系統・種類を決めたところです。</p>
3	<p>環境中予測濃度（P E C）が登録保留基準より低い場合に、基準は妥当とされるが、P E C算出は、3段階に分れており、通常第一段階P E Cで比較される。</p> <p>今回、イミダクロプリドとフィプロニルは、第一段階P E Cが登録保留基準案を超え、そのため、第二段階のより低いP E Cで、保留基準と比較しているのは、納得できない。</p>	<p>第12回中央環境審議会土壌農薬部会（平成14年12月5日）で報告されたとおり、環境中予測濃度（P E C）の算出に当たっては、試験及び評価の効率化を図るため段階性を採用し、</p> <p>第一段階においては、数値計算に基づく結果により評価を行う</p> <p>上記の評価結果が登録保留基準に適合しない場合には、順次、次の段階に移行し、追加的な試験等の実施に基づき算出されたP E Cに基づく結果により評価を行う</p> <p>とされています。</p> <p>ご指摘いただいた第二段階と登録保留基準案の比較については、上記取扱いに基づくものであり、また、高次のP E Cは数値計算による低次のP E Cに比べて環境中の実態を踏まえた追加的試験を基にしたより精度の高いものとなっていることから、第二段階以降のP E Cと登録保留基準案を比較することは妥当であると考えます。</p>

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
4	<p>PECだけでなく実測値との比較が重要である。水系のモニタリング調査をもっと強化し、水産生物相の調査もすべきである。</p>	<p>環境省では、PECと水産基準値が近接しているものについては、水質モニタリング調査の実施を検討することとし、これまでも農薬残留対策総合調査等において河川中の農薬モニタリング調査を実施しており、平成28年度には6道府県で11農薬を対象に調査を実施しました。引き続き河川中の農薬モニタリング調査を実施することとしています。</p> <p>また、環境省では、河川中の残留農薬とトンボの幼虫や水生植物についても調査を行っています。</p>
5	<p>第一段階PECが基準を上回ったのは、春先に水稻育苗箱用に多用されるイミダクロプリドとフィプロニルであり、これらは、水田水や底質に残留し、トンボのヤゴや水田生物相に影響をあたえていることでも、問題となっている。両者は、水産動植物だけでなく、ミツバチ被害の原因にもなっており、欧米では、使用禁止を含む措置がとられている。水系モニタリング調査の強化だけでなく、使用禁止を視野にいれた対応が望まれる。とくに、水道水源にも登録保留基準を超える濃度で検出されているフィプロニルは、早急に水田等での使用禁止などの措置をとるべきである。</p>	<p>環境省では、イミダクロプリド、フィプロニルを含むネオニコチノイド系農薬等が環境中でトンボや野生ハチに及ぼす影響について調査をし、これまでの研究結果を基に評価・検討を行っているところです。この結果、トンボや野生ハチに深刻な影響を及ぼしていると認められる場合には、農林水産省等と連携し、必要な対策を検討することとしています。</p>